

その他支援事業

海外展開

I - 01

県内製造業の維持・発展につながる海外展開を支援します

しまねものづくり産業海外展開支援事業

- 目的
県内雇用の維持・拡大に向けて、成長著しい海外市場の需要を取り込むための事業展開を行う県内製造業を支援します。
- 主な支援対象
島根県内に事業所を有する機械金属、電気電子分野を中心とした製造業
- 事業概要

	事業	概要	問い合わせ
海外戦略構築	グローバル戦略構築支援事業	海外戦略構築に向けたセミナーや勉強会の開催、海外市場の状況を把握するためのミッション団の派遣等を行います。 想定国：ASEAN等	しまね産業振興財団 販路支援課 TEL 0852-60-5114 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp
海外進出	海外進出計画策定支援事業	県内生産拠点の維持・拡大を前提とした海外進出計画策定に係る費用を補助します。 ○補助対象経費：専門家謝礼・旅費、コンサルタント料、現地調査旅費等 ○補助率：補助対象経費の1/2以内 補助上限額：3,000千円	しまね産業振興財団 技術支援課 TEL 0852-60-5112 E-mail sat@joho-shimane.or.jp
人材確保	海外拠点ローカル技術者育成支援事業	海外子会社で雇用した技術者を国内親企業で行う、又は親企業で雇用の技術者が海外子会社で行う技術研修の経費を補助します。 ○補助対象経費：滞在費、渡航費、通訳・翻訳費等 ○補助率：補助対象経費の1/2以内 補助上限額：1,000千円	しまね産業振興財団 技術支援課 TEL 0852-60-5112 E-mail sat@joho-shimane.or.jp
	【再掲】海外展開人材有料職業紹介事業	人材派遣会社から紹介された海外展開事業人材採用に係る紹介料を補助します。 ○紹介料（成功報酬） ○補助率：補助対象経費の1/2以内 補助上限額：1,500千円 詳しくは、95ページの「島根県産業人材確保推進事業」を参照ください。	雇用政策課 TEL 0852-22-5297 FAX 0852-22-6150
	グローバル産業人材確保事業	将来的な海外展開支援策として、留学生や海外での事業活動に興味を持つ日本人学生等と企業とのインターンシップや就職等のマッチングを支援します。	
展示会・商談会	【再掲】しまね輸出促進支援事業補助金	海外で開催される展示会への展示用機械工作物の輸送費・会場費を含む場合には補助上限額を高上げします。 ○補助上限額：5,000千円 詳しくは、82ページの「しまね輸出促進支援補助金」を参照ください。	しまねブランド推進課 貿易促進支援室 TEL 0852-22-5632 FAX 0852-22-6859
	商談会	海外市場展開に向けた県内または海外での展示会や商談会の開催 参加募集については、しまね産業振興財団ホームページ、メールマガジン「アシスト」等で後日ご案内します。	しまね産業振興財団 販路支援課 TEL 0852-60-5114 E-mail shinko@joho-shimane.or.jp

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 地域産業創造グループ

制度全般について TEL 0852-22-5294 FAX 0852-22-6080

創業・ベンチャー・経営革新

創業、新分野進出のステップとなる場を提供します

シェアードオフィス・インキュベーションルーム・レンタルオフィス

独創性や挑戦意欲に富んだ創業者、新たな事業分野へ進出しようとする個人・法人などを対象に入居を募集します。

松江（テクノアークしまね）			浜田（いわみぶらっと）	
部屋名称	シェアード オフィス	インキュベ ーションルーム	レンタル オフィス	シェアードオフィス
対 象	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創 業）を目指す法人又は個人		事業者等 ・研究開発型企業 ・ソフト産業 ・その他（試験研 究機関、人材育 成機関）	創業者等 ・新たに創業を目指す方 ・創業後5年以内の法人又は個人 ・新たな事業分野へ進出（第二創 業）を目指す法人又は個人
物 件	3㎡のデスクタ イプ、6㎡のパー ティションで仕 切ったスペース	17㎡～34㎡の独 立した部屋	46㎡の独立した 部屋	3.3㎡・4.8㎡のパーティションで仕 切ったスペース
入居期間	1年以内（1年以 内の延長可）	3年以内	5年以内	1年以内（2年以内の延長可） ※1年毎の更新には、別途審査を行 います。
保証金・敷金	不 要			
料 金	500円/㎡・月	500円/㎡・月	2,000円/㎡・月	500円/㎡・月（更新1年目は1,000 円/㎡・月、更新2年目は1,500円/ ㎡・月）
	共益費込み、電気・通信費等は実費			
駐 車 料 金	月額1,000円（1台）、最大4台まで借用可能 駐車料金 松江のみ			
備 考	事業内容、規模、使用人数等から特に必要と認められ れば、創業者等が500円/㎡・月（創業者資格）でレン タルオフィスに、事業者等が月額2,000円/㎡・月（事 業者資格）でインキュベーションルームに入居が可能			-

お問い合わせ

公益財団法人しまね産業振興財団 経営支援課

TEL 0852-60-5115

E-mail con@joho-shimane.or.jp

公益財団法人しまね産業振興財団 石見オフィス

TEL 0855-24-9301

E-mail iwmm@joho-shimane.or.jp

創業・ベンチャー・経営革新

中小企業の経営力・技術力の革新強化を支援します

しまねものづくり高度化支援事業

● 目的

厳しい経営環境に対応し、経営管理面の強化や技術力の底上げなどに積極的に取り組む企業に対して、経営力革新、生産革新、人材育成への取組みを支援する。

● 事業概要

(1) 経営力革新支援事業

・しまね産業振興財団が経営課題の抽出、改善策や発展戦略の策定等支援し、また継続的なフォローアップを実施。

(2) 生産革新アドバイザー派遣事業

・技術や生産管理面における基本的課題の分析、助言、改善提案を行う専門家の派遣。

(3) ものづくりアカデミー開催事業

経営管理、生産管理、現場改善等に携わる人材育成（セミナー・研究会の開催）

○工場管理実践塾、○高専活用人材育成事業、○受注力向上セミナー

(4) 国際規格等取得促進事業

受注機会の増大を図るために重要な取引条件である ISO 等の認証取得経費の一部を助成。

(P85 参照)

(5) 次世代自動車等関連産業支援事業

県内自動車関連企業が次世代自動車や従来車の軽量化、省エネ化に対応するための研究会実施や販路開拓、研究開発を支援。

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 地域産業創造グループ

TEL 0852-22-5294

E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

(公財) しまね産業振興財団 経営支援課 技術支援課

TEL 0852-60-5115・5112

E-mail con@joho-shimane.or.jp

モノ作り中小企業の研究開発等を支援

中小ものづくり高度化法の認定による支援

- 対象者
「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（サポイン法）に基づく取り組みを行う中小企業者
- 事業内容
モノ作り技術を保有する中小企業者が、法律の認定を受け、最終製品を提供する大企業等との密接な連携（摺り合わせ）を行いつつ、「ものづくり基盤技術」の高度化にむけた研究開発等を行う場合、これを支援する。
- 支援施策の内容
国の特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿って、中小企業者が（他の事業者と協力して）研究開発等に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合は、以下の支援施策が活用できる。
 - (1) 研究開発に対する助成
 - (2) 中小企業信用保険法の特例
 - (3) 中小企業投資育成株式会社の特例
 - (4) 日本政策金融公庫による低利融資
 - (5) 商工中金の低利融資
 - (6) 特許料と特許審査料の特例

お問い合わせ

中国経済産業局地域経済課

TEL 082-224-5684 FAX 082-224-5765

施策照会：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html>

創業・新事業創出

県内で生産された新商品の販路開拓を支援します

島根県新商品による新分野開拓事業者認定制度

- 対象者
県内に主たる事業所を有する事業者であって、県の機関において用途が見込まれる物品で、商品化後概ね5年以内の新商品を生産する者
- 事業内容
新商品の生産により新たな事業分野の開拓を実施しようとする県内企業等と当該新商品を認定し、県による当該新商品の購入を可能とすることにより、地域資源や独自技術を活かした優れた商品開発及び販路開拓を支援します。

お問い合わせ

島根県商工労働部産業振興課 総務企画グループ
TEL 0852-22-6221
E-mail sangyo-shinko@pref.shimane.lg.jp

技術的課題の解決支援を行います。

島根県産業技術センター

島根県産業技術センターは、企業への技術支援や新産業の創出を通じて県内産業の発展に貢献するため、以下の業務を行っています。

- 1) 研究業務…新産業創出のための先導的研究、企業がかかえている技術的課題や新技術に関する研究及び企業からの求めに応じて、受託研究・共同研究を実施します。
- 2) 依頼業務…企業等からの依頼による製品及び工業材料の試験・分析・計測等を行い成績書を発行しています。
- 3) 技術支援…生産技術の向上、新技術の導入及び新製品の開発等、生産現場での問題について技術支援を行っています。また、工業技術に関する技術相談をお受けします。
- 4) 技術研修…研究成果の普及講習会や適時の技術課題を取り上げた研究会・講習会の実施及び組み込みシステム等の人材育成支援研修や、研修生の受け入れを行っています。
- 5) 機器開放…保有する各種試験・研究機器を有料で開放しています。

お問い合わせ

産業技術センター

〒690-0816 松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内)

TEL 0852-60-5140 FAX 0852-60-5144

E-mail sangisen@pref.shimane.lg.jp

URL <http://www.shimane-iit.jp>

浜田技術センター

〒697-0006 浜田市下府町388-3

TEL 0855-28-1266 FAX 0855-28-1267

E-mail hamagi@pref.shimane.lg.jp

URL <http://www.shimane-iit.jp>

各種の分析や依頼試験等を行います

分析・試験

県内の試験研究機関等では、企業からの依頼に基づき、各種の分析や試験を行っています。詳細は各機関へお問い合わせください。

機関名	分析・試験の主な内容
島根県産業技術センター	<ul style="list-style-type: none"> ○定性分析（エックス線回折、電子顕微鏡による元素分析等） ○定量分析（水質分析、酒類分析、食品一般分析等） ○食品試験（微生物試験、保存試験） ○木材試験（材質試験、強度試験、接着剤試験等） ○燃料試験（石油類試験、石炭試験） ○機械器具等試験（機械器具等精密測定、材料試験等） ○金属試験（物理冶金試験、表面処理試験、非破壊試験等） ○無機材料試験（原材料試験、製品試験、瓦耐風耐震試験等） ○電子測定（USB3.0の送信コンプライアンス試験等）等
島根県農業技術センター	○農業に関する分析 土壌分析、農業用水分析、農作物分析、肥料分析
島根県畜産技術センター	○飼料に関する分析 一般成分分析、ミネラル類
島根県中山間地域研究センター	<ul style="list-style-type: none"> ○木材に関する試験 材質試験、強度試験、実大強度試験、接着強度試験 ○農業に関する分析 土壌分析
(財)島根県環境保健公社	<ul style="list-style-type: none"> ○食品微生物検査 期限設定のための保存試験、殺菌効果（抗菌）試験、施設の衛生検査、クレーム品（異常、異常品）の原因研究、食中毒菌の検出、カビの同定検査、微生物の菌数測定 ○食品理化学検査 残留農薬、汚染物質、食品添加物、金属類、乳及び乳製品、成分規格、栄養成分、ミネラル類、油脂類、おもちや、器具容器包装 ○水道水及び一般飲料水検査 ○クリプトスポリジウム・ジアルジア検査 ○プール水及び浴用水検査（レジオネラ属菌検査等） ○排水及び環境水検査 ○土壌検査（溶出試験・含有量試験等） ○産業廃棄物等検査 ○温泉分析 ○室内空気化学物質濃度測定（シックハウス・シックスクール測定） ○アスベスト濃度測定 ○作業環境測定・ばい煙測定・騒音・振動測定 ○生物調査・河川調査等

お問い合わせ

島根県産業技術センター	TEL 0852-60-5140
島根県農業技術センター	
〔土壌、農業用水、農作物、肥料に関する分析〕	
資源環境研究部土壌環境グループ	TEL 0853-22-6984
島根県畜産技術センター 酪農・環境グループ	
	TEL 0853-21-2631
島根県中山間地域研究センター	
〔木材に関する試験〕	
木材利用グループ	TEL 0854-76-3825
〔農業に関する分析：土壌分析〕	
資源環境グループ	TEL 0854-76-3814
(財)島根県環境保健公社 環境管理課	
	TEL 0852-24-0207

島根大学との共同研究など

島根大学

島根大学には法文学部、教育学部、医学部、総合理工学部、生物資源科学部の5学部と、共同利用施設(産学連携センター、総合科学研究支援センター、汽水域研究センターなど)があります。

島根大学では、地域の産業界と連携し、地域産業の活性化をめざして下記の取り組みを行っています。お問い合わせは、産学連携センターおよび研究協力課までお願いします。お気軽にお尋ね下さい。

1. 科学技術相談
島根大学の教員が相談に応じます。
2. 共同研究
民間からの研究者(共同研究員)派遣及び研究費負担により、大学の教員と共同研究を行うことができます。
3. 受託研究
民間からの委託を受けて、大学の教員が研究を行い、研究結果を報告します。
4. 受託研究員制度
民間から派遣される技術者・研究者に対し、大学院と同じ程度の研究指導を行います。

お問い合わせ

島根大学産学連携センター(松江キャンパス)
地域産業共同研究部門、連携企画推進部門、知的財産創活部門
TEL 0852-60-2290 FAX 0852-60-2395
E-mail crcenter@ipc.shimane-u.ac.jp
ホームページ <http://www.crc.shimane-u.ac.jp/>

地域医学共同研究部門(出雲キャンパス)
TEL 0853-20-2912 FAX 0853-20-2913
E-mail cmrc@med.shimane-u.ac.jp
ホームページ <http://www.med.shimane-u.ac.jp/CMRC/index2.htm>

研究協力課 地域貢献推進室
TEL 0852-32-6055 FAX 0852-32-9749
E-mail rsd-chiiki@office.shimane-u.ac.jp

松江高専との共同研究など

松江工業高等専門学校

松江工業高等専門学校では、地域の産業界の方々との研究協力を推進していくために、地域共同テクノセンターを設置しております。本センターでは、次のような制度を設けています。ご相談は、下記のお問い合わせ先までお願いいたします。

また、ホームページも開設しておりますのでご覧ください。

(URL:<http://www2010.matsue-ct.ac.jp/shingi/index.html>)

○技術相談

地域の民間企業等が抱えるいろいろな技術的問題の解決に、本校教員が無料でアドバイスや情報提供を行います。相談すべき教員が不明の場合は、相応しい教員をご紹介します。(ワンストップサービス)。

○共同研究制度

民間企業等から研究者と研究経費等を受け入れて、本校の教員と民間等からの研究者が対等の立場で共通の課題について共同して研究を行う制度です。(研究者の受入れの際には、別途研究料の納付をいただくことになります。)

○受託研究制度

民間企業等からの委託を受けた研究課題について、本校教員が委託者の負担する経費により公務として研究を行う制度です。その研究の成果は委託者に報告されます。

○寄附金

寄附金とは、学術研究又は教育研究の奨励を目的とする経費として、民間企業等あるいは個人篤志家から受け入れる寄附金です。この寄附金はその主旨に沿って使用され、学術研究や教育の充実・発展に活用されます。なお、寄附していただく際に、研究者を指定することが可能で、その成果に関する簡単な報告を受けることができます。

お問い合わせ

松江高専 総務課企画係

TEL 0852-36-5116 FAX 0852-36-5119

E-mail kikaku@matsue-ct.jp

企業誘致・工場建設

工場の新設や増設、機械設備の更新などをお考えの企業の方へ

企業立地促進法に基づく支援

● 概要

工場の新設や増設、機械設備の更新などをお考えの企業の方が「企業立地計画」又は「事業高度化計画」を作成し、知事の承認を受けた場合には、税制上の優遇や中小企業信用保険の特例などの支援が受けられます。

企業立地計画：工場等の新設又は増設（建物の建築又は取得を伴うもの）

事業高度化計画：生産性向上のための設備更新、拡張など（建物等の増築等を伴わないもの）

● 企業立地計画の承認によって受けられる支援

1. 設備投資減税（特別償却：機械装置 15%、建物等 8%）

対象業種	対象設備
基本計画で指定する集積業種かつ企業立地促進法第 19 条第 1 号に定める業種	建物 5 億円以上又は機械設備の総投資額 3 億円以上（1 台 1 千万円以上） 上限：同一事業年度あたり 50 億円
農林水産関連製造業 7 業種 （食料品、飲料、木材、家具、パルプ、プラスチック製品、ゴム製品）	建物 5 千万円以上又は機械設備の総投資額 4 千万円以上（1 台 5 百万円以上） 上限：同一事業年度あたり 30 億円

2. 不動産取得税（県）及び固定資産税（市町）の減免[※]

※固定資産税の減免については、立地する市町が減免条例を制定している場合のみ

対象業種	対象設備
①製造業（②の業種を除く）、研究機関、情報通信業、情報通信技術利用業	総額が 2 億円を超える土地、建物
②農林水産関連製造業 7 業種 （食料品、飲料、木材、家具、パルプ、プラスチック製品、ゴム製品）	総額が 5 千万円を超える土地、建物

3. ㈱日本政策金融公庫による超低利融資制度

4. 中小企業信用保険の特例

● 事業高度化計画の承認によって受けられる支援

1. ㈱日本政策金融公庫による超低利融資制度

2. 中小企業信用保険の特例

お問い合わせ

島根県商工労働部中小企業課 金融グループ
TEL 0852-22-5882 FAX 0852-22-5781

企業誘致・工場建設

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地割賦分譲制度

県営工業団地内の土地を取得される際に、分譲代金を割賦で支払うことができる制度です。

●団地ごとの要件

団地名	ソフトビジネス パーク島根	石見臨空 ファクトリーパーク	江津工業団地	江島工業団地
対象業種 (右欄の いずれか に該当す る業種)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発型企業 ソフト産業 自然科学研究所 人文・社会科学 研究所 人材育成機関 不動産賃貸業 その他知事が認 める業種 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ソフト産業 自然科学研究所 不動産賃貸業 サービス業 その他知事が認 める業種 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ソフト産業 自然科学研究所 運輸業 卸、小売り業 エネルギー供給 業 その他管理者が 認める業種 	<ul style="list-style-type: none"> 製造業 ソフト産業 自然科学研究所 運輸業 卸、小売り業 エネルギー供給 業 その他管理者が 認める業種
面積要件	・1,000㎡以上取得			

●支払方法

区分	元金均等払い	元利均等払い	元金据置
一時金	分譲代金の20%以上		
期間	10年以内 (うち据置3年以内) 元金均等半年賦	10年以内 (うち据置3年以内) 元利均等半年賦	据置10年以内 元金一括払い
割賦利率	1.01%		
所有権移転時期	一時金支払い後 (分譲代金完納まで、第1順位の抵当権及び買戻権を設定します。)		

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

企業誘致・工場建設

県営工業団地へ進出される方へ

県営工業団地土地貸付（リース）制度

県営工業団地へ進出される場合に、土地をリースできる制度です。

対象団地名	ソフトビジネス パーク島根	石見臨空ファクト リーパーク	江津工業団地	臨海工業団地
面積要件	1000㎡以上使用			なし
対象企業	研究開発型企業、 ソフト産業、自然 科学研究所、自然 科学研究所、人文・社会科学 研究所、人材育 成機関、不動産 賃貸業、その他 知事が認める業 種	製造業、ソフト 産業、自然科学 研究所、不動産 賃貸業、サービ ス業、その他知 事が認める業種	製造業、ソフト 産業、運輸業、卸・ 小売業、エネル ギー供給業、自 然科学研究所、 その他管理者が 認める業種	製造業、電気・ ガス業、運輸業、 その他知事が認 める業種を含む 企業
貸付条件	期間	10年以上20年以下（借地借家法に基づく事業用定期借地）		
	貸付料金（年）	分譲代金×1.51%＋固定資産税相当額		
	保証金	なし		
	その他	土地の形状変更や登記等にかかる費用は、借地される企業に負担していただきます。また、貸付期間満了後は、原状回復のうえ、返還していただきます。		

お問い合わせ

島根県商工労働部企業立地課 立地推進第一グループ
 TEL 0852-22-5295 FAX 0852-22-6080
 E-mail kigyو-richi@pref.shimane.lg.jp

メディアなど各種媒体を用いて貴店を宣伝します

しまね故郷料理店認証事業

● 趣旨

本県では優れた食材となる農林水産物並びに加工品が数多く生産されています。

これらの優れた県産品を活かし、「島根の味」を提供できる飲食店等を「しまね故郷料理店」として認証・PRすることにより、県産品の県内流通、いわゆる「地産地消」の促進に資することを目的としています。

● 事業説明

(1) 認証の対象

本県内において飲食業を営む許可を得ている店舗（旅館・ホテルを含む）

(2) 認証の基準

本県産の地酒や地ビール、地域特産の飲み物などを提供していること

(3) 申請区分

① こだわり「しまねの食材」のお店

● 通年使用している本県産農林水産物があること

● 本県産農林水産物について、旬の食材を積極的に提供していること

● その他「地産地消」の取組を行うこと（メニューに食材の産地、生産者表示／等）

② こだわり「郷土料理」のお店

● 本県の伝統的な郷土料理を提供していること

● 本県産農林水産物を使用した、オリジナルの郷土料理を提供していること

● 本県産加工食品を積極的に活用していること

(4) 認証後のPR

認証を受けることとなった店舗等には、認証書と認証パネルを交付し、ガイドブックの作成・配布、PR資材を提供します。

県はHP上などで認証店のPRを行います。

● 認証店舗数

169店（H25年3月31日現在）

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-6398 FAX 0852-22-6859

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

「地産地消」を啓発・PR いただける事業者の方へ

「しまね・ふるさと食の日」実施協力店制度

- 対象者
地産地消の趣旨に賛同いただき、「地産地消フェア」等を開催していただける量販店、小売店、卸売市場など。
- 制度内容
毎月第3週の金・土・日曜日を「しまね・ふるさと食の日」と定め、この日を中心とした「地産地消フェア」の開催、地元産品コーナーの設置や県産品であることの表示を強調等していただける事業者・店舗を「しまね・ふるさと食の日」協力店として登録して取組を支援。
- 支援内容
 - ・新聞折り込みチラシ等への知事メッセージの提供
 - ・販売促進資材の貸出及び提供
のぼり、ハッピー、ポスター等
- 申込
随時
- 実施協力店
49社 143店舗 (H25年3月31日現在)

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-5122 FAX 0852-22-6859

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/brand/>

島根ならではの特産品を認証します

しまねふるさと食品認証事業

● 事業説明

本県では、優れた特産品が多く生産されています。
これらの特産品をPRするため、県が一定の品質基準を設け、これに適合する食品を「しまねふるさと食品」として認証しています。
現在、認証基準を設けているのは9品目です。

● 認証について

(1) 対象品目

あご野焼、杵つきもち、清酒、板わかめ、あごだし、あごだし粉末、レトルトしじみ、津田かぶぬか漬け、焙りわかめ

(2) 申請資格

対象品目の製造業者等

(3) 認証期間

認証の日から3年間

(4) 認証基準

対象品目毎に認証基準を制定しています。詳しくはホームページをご覧ください。

(5) 認証マーク

認証されると認証マーク（Eマーク）を使用することができます。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

TEL 0852-22-5284 FAX 0852-22-6859

ホームページ http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/syoko/sangyo/sanhin_ikusei/furusato/

一般消費者モニターを活用した商品モニタリングが実施できます

商品モニタリング事業

1. 「ゴックン、しまね。応援隊（しまね商品づくり応援モニター）」活用事業

広島市及び周辺の一般消費者からなる「ゴックン、しまね。応援隊（しまね商品づくり応援モニター）」（以下、「応援隊」という。）を対象に、アンケート等のマーケティング活動を行い、消費者ニーズに裏打ちされた新商品の開発や既存商品のブラッシュアップを支援します。

 - 対象者
 - (1) 農林水産物の生産者、加工業者及びその団体
 - (2) 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及びその連合会等
 - (3) その他必要と認められるもの
 - 想定されるマーケティング活動
 - (1) アンケート調査
 - (2) グループインタビュー（5～7名のグループで対象商品について自由に話し合ってもらい消費者ニーズを探る手法）
 - (3) ホームユーステスト（商品を応援隊の自宅で実際に使用してもらい評価を聞く手法）
 - (4) 商品テスト（実際に商品を見ながらパッケージ等の外観や価格、味について評価を聞く手法）
 - 費用負担

各種マーケティング活動を実践する為に必要な経費は、この事業を利用される方の負担になります。必要な経費の額は実施される活動により異なります。
 - その他

この事業の活用を希望される場合は、各種マーケティング活動の実施予定の8週間前までに下記の問い合わせ先までご連絡ください。
2. にほんばし島根館商品モニタリング事業

「にほんばし島根館」の来館者を対象とした消費者モニターを活用し、首都圏消費者ニーズの把握及び新商品に対する商品評価を得ることが出来ます。

 - 対象者

県産品の生産事業者や食品加工製造企業等
 - モニタリング内容
 - (1) 食品表示の確認
 - (2) 「にほんばし島根館」でのテスト販売
 - (3) 消費者モニターによる商品アンケート

(4)「にほんばし島根館」イベントスペースを利用した対面販売
詳細は、にほんばし島根館のホームページから「出品要項・モニタリング」
をご覧ください。

<http://www.shimanekan.jp/>

● 費用負担

- (1) 消費者モニターへ送付するサンプル経費及びイベントスペース利用時の機材レンタル代等は、この事業を利用される方の負担になります。
- (2) テスト販売にあたっては、(社) 島根県物産協会東京支部と委託販売取引の手続きが必要となります。

3. 「リメンバーしまね」島根応援団活用事業

島根県の魅力を発信するインターネットのコミュニティーサイト「リメンバーしまね」の登録メンバーを対象とした各種モニタリング等ができます。

「リメンバーしまね」URL：<http://www.re-member.jp/>

● 対象者

県産品の生産事業者や食品加工製造企業等

● 活用例

- (1) 登録メンバーから商品モニターを募り、商品アンケートを実施する。
- (2) サポーター企業に登録し、商品をPRする。 等

● 費用負担

活用内容により、サイト運営会社も含めて相談させていただきます。

お問い合わせ

島根県しまねブランド推進課

FAX 0852-22-6859

「ゴックン、しまね。応援隊」活用事業

TEL 0852-22-6398

にほんばし島根館商品モニタリング事業

TEL 0852-22-5128

「リメンバーしまね」島根応援団活用事業

TEL 0852-22-5128

輸出に取り組む企業の組織化

しまね食品輸出コンソーシアム

- 目的
輸出に取り組む県内の企業・団体等が結びつき、より効率的で継続可能な民間レベルでの輸出取り組み体制の構築を目指します。
- 対象者
県内の食品関係企業、JA等の団体
- 事業内容
 - ◇一般事業～参加企業・団体等の連携促進～
 - ・海外現地情報の調査・収集・提供
 - ・輸出ノウハウの蓄積、共有
 - ・物産展・商談会等への参加・斡旋など
 - ・輸出プロモーターを活用した輸出活動支援 など
 - ◇プロジェクト事業～ターゲット国・地域（台湾・米国等）への積極的な活動～
 - ・販売促進活動の実施
 - ・物産展等へ参加
 - ・商談会等実施 など

お問い合わせ

しまね食品輸出コンソーシアム事務局
 (島根県しまねブランド推進課 貿易促進支援室内)
 TEL 0852-22-5632 FAX 0852-22-6859

雇用・人材

仕事と子育ての両立支援企業を応援します

しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度

従業員の子育てを積極的に応援する企業を「こっころカンパニー」に認定し、県がPRや低利の制度融資などにより支援する制度です。

● 認定のメリット

◇認定企業を積極的にPRします。

…企業のイメージアップと優秀な人材の確保につながります。

- ・ 県のホームページなど様々な広報媒体を活用してPRします。
- ・ 広告、商品、求人広告などへの「こっころカンパニー」マーク・ロゴの使用ができます。
- ・ 優れた取り組みの企業を表彰します。

◇融資制度での優遇

- ・ 県の中小企業制度融資において低利の融資が受けられます。

※一般融資より金利が有利（H25. 4月現在）

〔設備資金〕	融資利率：1.75%（▲0.3%）（金利+保証料率 = 2.15% ~ 3.45%）
	融資限度額：80,000千円
〔運転資金〕	融資利率：1.75%（▲0.5%）（金利+保証料率 = 2.15% ~ 3.45%）
	融資限度額：50,000千円

※使用目的

トラックを買いたい、倉庫を建てたい、通常の運転資金として、etc.

- ・ 商工中金の「しまね子育て応援企業サポートローン」が利用できます。

◇入札制度での優遇

- ・ 県の建設工事入札参加資格審査において加点されます。
- ・ 県の建設工事総合評価方式の評価項目において導入されます。
- ・ 県庁舎の清掃業務・各種警備業務委託の入札参加資格審査において加点されます。

● 認定の基準

こっころカンパニー認定審査票において、各企業の「仕事と子育ての両立支援」、「働き方の見直し」、「男女共同参画」への取り組み状況を審査し認定します。

※詳細は、県ホームページで確認、または、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ

島根県少子化対策推進室

TEL 0852-22-6475・5302

FAX 0852-22-6045

ホームページ

こっころカンパニー

検索

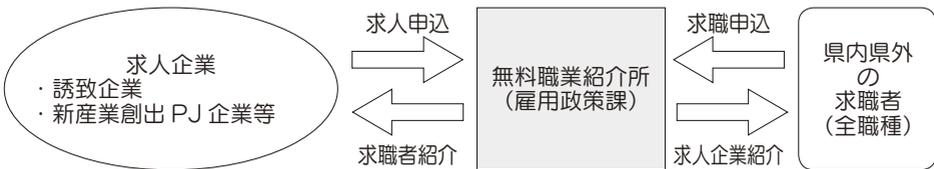


産業人材を確保するために

島根県産業人材無料職業紹介事業

産業人材を確保するため、県庁内に無料職業紹介所を設置して、求職者と県が支援する誘致企業等の求人とのマッチングを行います。

- 対象者
島根県内の誘致企業、新産業創出プロジェクト企業等
- 事業フロー



お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 雇用対策グループ
 TEL 0852-22-5365 FAX 0852-22-6150
 E-mail koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp
 ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>

雇用・人材－UI ターン採用支援

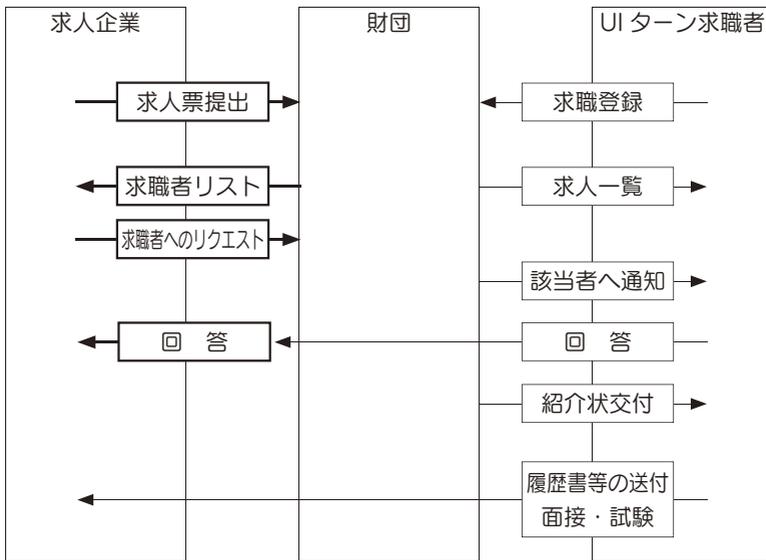
UI ターン者採用のために

UI ターン希望者に対する無料職業紹介事業

UI ターン者の採用を希望される事業所と UI ターン希望者との仲介役として、無料職業紹介を行います。(平成 17 年 3 月 1 日許可・番号 32-ム-300001)

求人票を提出していただくと、その内容を定期的に UI ターン希望者へ送付します。また、UI ターン求職者リストをご覧いただき、採用候補としたい求職者へ個別にリクエストすることも可能です。

● サービスの流れ



お問い合わせ

(公財) ふるさと島根定住財団 UI ターン推進課
 TEL 0852-28-0690 FAX 0852-28-0692
 E-mail shimane@teiju.or.jp
 (公財) ふるさと島根定住財団 石見事務所
 TEL 0855-25-1600 FAX 0855-25-1630
 E-mail iwami@teiju.or.jp
 しまね UI ターン総合サイト「くらしまねっと」
<http://www.kurashimanet.jp>
 財団ホームページ <http://www.teiju.or.jp/>

人材育成

1-21

県内企業のニーズに応じた人材育成を行っています

県立高等技術校

県立高等技術校では、新たに学校を卒業された方、離職・転職された方などを対象に、専門的な技術の習得や資格を取得するための職業訓練を実施しています。

なお、下記訓練科のほかにも緊急再就職訓練、デュアルシステム訓練として3カ月から4カ月の短期訓練を実施しています。

● 訓練科

【35歳未満対象】※それぞれ入校資格があります。

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	美容科	20名	2年
	自動車工学科	15名	2年
	住環境・土木科	10名	2年
	ものづくり機械加工科	10名	1年
	Webデザイン科	10名	1年
	ハウスアート科	10名	1年
	建築科	15名	1年
西部高等技術校	OAシステム科	10名	1年
	建築科	10名	1年

【離転職者対象】

校名	訓練科名	定員	期間
西部高等技術校	機械加工・溶接科	10名	1年
	事務ワーク科	20名	6カ月

※事務ワーク科は前期10名、後期10名の定員です。

【障がい者対象】

校名	訓練科名	定員	期間
東部高等技術校	介護サービス科	10名	1年
西部高等技術校	総合実務科	10名	5カ月

※総合実務科は前期5名、後期5名の定員です。

お問い合わせ

東部高等技術校 TEL 0853-28-2733

西部高等技術校 TEL 0856-22-2450

中小企業の福利厚生制度の拡充に

勤労者共済会 (中小企業勤労者福祉サービスセンター事業)

● 対象者

中小企業の従業員及び事業主

● 事業内容

中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業の従業員と事業主が共同し、そのスケール・メリットを利用して大企業並みの福利厚生事業を行っています。本県では東西2つの勤労者共済会があり、全県をカバーしています。平成25年3月1日現在、全県で約32,000名の方が会員になっています。

①慶弔給付金制度を完備しています

②健康診断受診料を助成します

③旅行やコンサートチケットを格安でご紹介します

④文化・教養講座を開催します

⑤割引指定店（小売店等）での割引等のサービスをご利用いただけます

● 会費

会員1人につき、月額1,000円（原則1/2以上事業主負担）

お問い合わせ

出雲・隠岐地域 (一財) 島根県東部勤労者共済会 (ジョイメイトしまね)

TEL 0852-28-6555

石見地域

(一財) 島根県西部勤労者共済会

TEL 0855-23-5365

退職金制度の形成に

中小企業退職金共済制度

- 対象者
中小企業事業主
- 事業内容
中小企業で働く従業員のために、中小企業事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部と退職金共済契約を結び、退職金を外部積立できる国の退職金制度。
新規加入時と掛金月額増額時にそれぞれ国から助成金が受けられます。（一部助成対象外あり）
- 助成内容
新規加入時：加入後4か月目から1年間、掛金月額の1/2（従業員ごと上限5,000円）を助成
※社会福祉施設職員等退職手当共済制度の加入事業主は適用除外
掛金月額増額時：18,000円以下の掛金月額を増額した場合、増額分の1/3を増額月から1年間助成
※同居の親族のみを雇用する事業主は、「新規加入助成」および掛金月額増額時の「月額変更助成」の対象になりません。
- その他
 - ・掛金は全額非課税となります。
 - ・パートタイマーの加入もできます。（特例掛金月額あり）
 - ・従業員ごとの納付状況や退職金試算額を年一回事業主にお知らせしますので、退職金の管理が簡単です。
 - ・掛金は預金口座から振り替えます。掛金以外の経費がかかりません。
 - ・過去の勤務期間の通算（新規加入の企業のみ）や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課 労働福祉グループ

TEL 0852-22-5297

独立行政法人勤労者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部

TEL 03-6907-1234（代表） FAX 03-5955-8211

中退共

検索



産業保健に関する研修を開催しています（無料）

産業保健に関する研修事業

産業保健に関する研修会を開催しております（受講は無料です！）

● 対象者

産業医・医師・保健師・看護師・事業主・衛生管理者・労務管理者・労務担当者など職場等において産業保健に携わっている方々。

● 内容

産業保健に関する、様々な実践的研修を実施しています。

これまで、『職場におけるメンタルヘルス対策』、『職場における腰痛対策』、『生活習慣病の予防と対策』、『うつ病の正しい理解と労務管理』、『熱中症について』、『事業場のたばこ対策』等いろいろなテーマで開催してまいりました。今後も皆様方からの要望等に基づいたテーマで、産業保健に関する研修会を、無料にて開催させていただきます。

具体的内容・開催日時は、労働者健康福祉機構 島根産業保健推進連絡事務所 HP <http://www.shimanesanpo.jp/>（「島根産保」で検索して下さい）でご確認下さい。

● その他

島根産業保健推進連絡事務所以外の各事業場が行う研修については、講師の紹介（講師の謝金・交通費等は、ご負担下さい）、講師の派遣（集団・団体のみ可、原則無料）、研修用機器の貸出（無料）なども行っています。

お問い合わせ

独立行政法人労働者健康福祉機構 島根産業保健推進連絡事務所
〒690-0003 島根県松江市朝日町447-17

明治安田生命松江駅前ビル7階

TEL 0852-59-5801 FAX 0852-59-5881

E-mail sanpo32@mrc.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://www.shimanesanpo.jp/>

（「島根産保」で検索して下さい）

農業分野への参入を支援します

新分野進出への支援 (1)**1 個人の新規就農**

● 就農相談

県内各地域に配置された専門の相談員が、下記窓口または現地でご相談に乗ります。

● 就農支援

① 就農準備

就農を志す方々のための研修を農林大学校等で行います。

② 就農研修の支援

一定の要件を備え、新たに県内で就農しようとする方に対し、研修期間中に必要な経費の一部を補助します。

③ 就農支援資金

一定の要件を備え、新たに県内で就農しようとする方に対し、農業の技術及び経営方法を実地に習得するための研修、その他の就農の準備、農業経営の開始に係る施設機械等の設置に必要な資金を無利子で融資します。

④ 就農後の支援

一定の要件を備え、新たに県内で就農しようとする方に対し、経営が不安定な就農直後の所得を確保するために給付金を給付します。

⑤ 施設等整備支援

一定の要件を備え、新たに県内で就農した場合の経営開始のための施設機械等の整備費を補助します。

お問い合わせ

(公財)しまね農業振興公社 (島根県青年農業者等育成センター)

TEL 0852-32-2300 FAX 0852-31-9864

ホームページ <http://www.agri-shimane.or.jp/center/>

E-mail center@agri-shimane.or.jp

就業プランナー

島根県東部地区担当 (島根県青年農業者等育成センター内)

TEL 0852-20-2872

島根県西部地区担当 (西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所内)

TEL 090-4654-7690

益田駐在相談員 (西部農林振興センター益田事務所内)

TEL 090-4653-8244

※このほか、島根県隠岐支庁農林局及び各農林振興センター (P173 参照) においても相談に応じています。

2 農業法人等における雇用就農

①研修経費への支援

農業法人等が就農希望者に対して技術・経営ノウハウを身につけさせるために実施する実践的な研修（OJT 研修）に要する経費の一部を支援します。

②施設等整備支援

一定の要件を備え、農業法人等が新たに雇用を行うための施設機械等の整備費を補助します。

3 企業の農業参入

● 農地を利用する

(1) 農地を取得する

企業が農業に参入し、農地を取得して農業経営を行う場合は、原則として農地法に規定された農業生産法人を設立することが必要であり、構成員や事業内容等についての要件を満たす必要があります。

(2) 農地を借入する

農地法の改正により、農業生産法人以外の法人（業務執行役員のうち1人以上の者が耕作等の事業に常時従事等）も農地を借入することができるようになりました。

● 農地を利用しない

農地を利用しない農業経営（例：温室による施設園芸、畜舎を活用した養鶏、農作業の受託等）を行う場合、農業参入にあたって農地法の要件を満たす必要はありません。

● 農業参入に対する支援策

(1) 企業参入促進・経営強化事業（補助事業）

①参入・連携活動支援

企業が農業参入する際に行う活動及び参入企業が関連企業等と連携して行う加工・流通・販売等への事業展開を支援します。

タイプ	事業内容		事業実施主体	事業実施期間	事業費 上限額	補助率
	目的	対象となる活動				
新規参入促進	企業が新たに農業経営に取り組むことを促進	(1) 試作研究 (2) 分析診断 (3) 事例調査 (4) 技術習得 (5) 販路開拓 (6) その他	・新たに農業に参入する企業	同一事業主体にかかる実施期間は2力年 (特に必要と認める場合は3力年以内)	10,000千円	1/2以内
経営発展促進	農業参入企業の地域の農業者や関連する企業と連携した加工・流通・販売等への事業展開を促進	(1) 商品開発 (2) 高付加価値化 (3) 新たな流通・販売体制の確立・開発 (4) その他	・すでに農業に参入している企業 ・新たに農業に参入する企業 ・知事特認組織	同一事業主体にかかる実施期間は2力年 (特に必要と認める場合は3力年以内)	20,000千円	1/2以内

②経営強化整備支援

新たに農業に参入する企業が経営計画を早期に実現するために、また、既に農業参入した企業が経営を強化する際に必要な機械・施設等の整備を支援します。

事業内容	事業実施主体	事業実施期間	事業費 上限額	補助率
新規参入企業又は既参入企業等の経営強化を促進	・新たに農業に参入する企業 ・既に農業に参入している企業 ・知事特認組織	同一事業主体にかかる実施期間は1力年	100,000千円	1/3以内

一定の採択要件あり。

詳しい採択要件については、173ページの問い合わせ先（島根県農林水産部農業経営課、東部・西部農林振興センター、隠岐支庁農林局）まで、御相談ください。

(2) 農業制度資金による支援

一定の要件を満たす農業参入法人が農業経営を行う際に必要となる機械や施設の設備資金等について、下記の農業制度資金を利用することによりより低利で借入れることができます。

①対象資金

ア 農業近代化資金

イ 農業経営基盤強化資金〈スーパーL資金〉(認定農業者に限る)

②借入限度額

ア 個人 3,600万円 法人 2億円

イ 個人 3億円 法人 10億円

③借入金利

償還期限に応じて0.35～0.90% (平成25年4月18日現在)

※人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられた認定農業者に対する、農業経営基盤強化資金については、貸付当初5年間の実質無利子化の特例措置があります。

お問い合わせ

島根県農林水産部農業経営課

TEL 0852-22-6860

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/nogyokeiei/>

※このほか、下記の島根県隠岐支庁農林局及び各農林振興センターにおいても相談に応じています。

東部農林振興センター TEL 0852-32-5644

西部農林振興センター TEL 0855-29-5586

隠岐支庁農林局 TEL 08512-2-9633

※お近くの商工会議所、商工会にもご相談ください。

介護・福祉分野への参入を支援します

新分野進出への支援 (2)

1. 介護・福祉ビジネスとは

介護保険の導入により、福祉は「措置」から「高齢者によるサービスの選択」へと大きく転換しました。

したがって介護ビジネスは「福祉の施し」ではなく、高齢者をお客様とする「対人サービス業」ととらえた方がよいと言えます（大内俊一／ライフデザイン代表）。

2. 介護・福祉ビジネスの特徴

- ・顧客満足・お客様との信頼関係が大切
- ・地域密着型の企業に最適
- ・ビジネスのボリュームは小さいが、小規模企業でも取り組みやすい
- ・マンパワーに頼るところが大きく雇用吸収力もある
- ・高齢者ニーズは多種多様、生活支援サービスも大きな広がりが考えられます。

3. 介護サービスの制度について

介護保険によるサービスは、訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）といった「居宅サービス」と、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や老人保健施設などにおいて行う「施設サービス」に分けられます。

このほか、手すりの取り付け等小規模な一定種類の住宅改修や、特定の福祉用具の購入、居宅介護支援のためのケアプラン（介護計画）作成なども介護保険の対象サービスです。

4. 介護保険サービス事業者の指定

● 指定

- ・「居宅サービス」など介護保険サービスを提供しようとする場合はサービスを行う事業所ごとに都道府県知事又は、市町村長（保険者）の指定を受ける必要があります（住宅改修は指定不要）。

● 指定要件

- ①法人格をもっていること
- ②定款に「介護保険に関する事業を行う」ことが明記されていること
- ③県・市町村条例で定める人員、設備及び運営に関する基準（介護予防サービスについては「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」）を満たしていること

● 指定申請

- ・ 指定のための申請書等は島根県高齢者福祉課のホームページ（http://www.pref.shimane.lg.jp/life/fukushi/kourei/kaigo_hoken/）を参照ください。詳細は下記お問い合わせ先に照会ください。
なお、地域密着型サービスについては、最寄りの市町村（保険者）に照会ください。

お問い合わせ

お近くの商工会議所・商工会（巻末の一覧表参照）
（公財）しまね産業振興財団（P15 参照）

※ 「介護サービス提供事業者指定」に関するお問い合わせ先

お問い合わせ

島根県庁健康福祉部高齢者福祉課
在宅サービスグループ
TEL 0852-22-5235
施設サービスグループ
TEL 0852-22-5798

新分野進出

1 - 27

建設産業の新分野進出への取り組みを支援します

建設産業の新分野進出支援

1. 新分野進出支援事業助成金

● 対象者

- (1) 島根県内に主たる営業所（本店）を有する建設業許可業者
- (2) 島根県内に本店を有する島根県測量・建設コンサルタント等競争入札参加資格業者
- (3) 2以上の個人又は法人で構成するグループで、構成員はすべて島根県内に本店を有し、構成員のうち（1）又は（2）に該当する者が1以上含まれている者
- (4) 新分野進出事業等を実施するために設立された法人で次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - ① 出資者は、すべて島根県内に本店を有すること
 - ② 出資者のうち（1）又は（2）に該当する者による出資割合の合計が50%を超えていること
 - ③ 常勤の役員には、出資者のうち（1）又は（2）に該当する者から1名以上就任していること
- (5) 農業生産法人においては次に掲げる要件のすべてを満たす者
 - ① 出資者のうち（1）又は（2）に該当する者が1/10以上出資していること
 - ② 出資者のうち（1）又は（2）に該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に1名以上就任していること

● 事業内容

次に掲げる取組に対して、要する費用の一部を助成する。

- 取組① 新分野への進出を検討するために行う事前の調査又は研究等
〔対象者〕（1）から（3）までに該当する者
- 取組② 新分野に進出した事業の拡張のために行う事前の調査又は研究等
〔対象者〕（1）、（2）又は（4）、（5）に該当する者
- 取組③ 新分野に進出した事業の販路拡大のために行う活動
〔対象者〕（1）、（2）又は（4）、（5）に該当する者

	助 成 対 象 費 用
取組①	市場調査、技術開発研究、試作品等の製作などに要する費用
取組②	
取組③	展示会、見本市等への出展に要する費用

● 補助率等

- ・ 助成率 2/3 以内
- ・ 助成金上限 70 万円以内

2. 新分野進出促進事業補助金

● 対象者

次のいずれかに該当する者

(1) 次の要件をすべて満たしている者

- ① 島根県に主たる営業所（本店）を有する者
- ② 島根県建設工事請負契約競争入札参加資格を有する者
- ③ 前年度の完成工事高が 10 億円未満の者

(2) 新分野進出事業等を実施するために設立された法人で次に掲げる要件のすべてを満たす者

- ① 出資者は、全て島根県内に本店を有すること
- ② 出資者のうち (1) に該当する者による出資割合の合計が 50% を超えていること
- ③ 常勤の役員には、出資者のうち (1) に該当する者から 1 名以上就任していること

(3) 農業生産法人においては次に掲げる要件のすべてを満たす者

- ① 出資者のうち (1) に該当する者が 1/10 以上出資していること
- ② 出資者のうち (1) に該当する者が企画管理労働に係る常勤役員に 1 名以上就任していること

● 事業内容

新分野進出事業を開始するため又は当該事業を拡張するために要する経費の一部を補助する。

補助対象経費
建物及び構築物、機械装置、備品等の購入費等

● 補助率等

- ・ 補助率 1 / 3 以内
- ・ 補助金 100 万円以上 400 万円以内

3. 「しまね・ハツ・建設ブランド」市場開拓事業補助金

● 対象者

「しまね・ハツ・建設ブランド」に登録された技術保有者、実証フィールド工事対象技術の保有者

● 事業内容

上記の者が保有する新製品・新工法等の販路開拓に要する経費の一部を補助する。

● 補助率等

- ・ 補助率 1 / 2 以内
- ・ 補助金上限 100 万円以内

お問い合わせ

1・2

島根県土木部土木総務課建設産業対策室

TEL 0852-22-6429・5185 FAX 0852-22-5782

3

島根県土木部技術管理課企画調査グループ

TEL 0852-22-5652 FAX 0852-25-6329

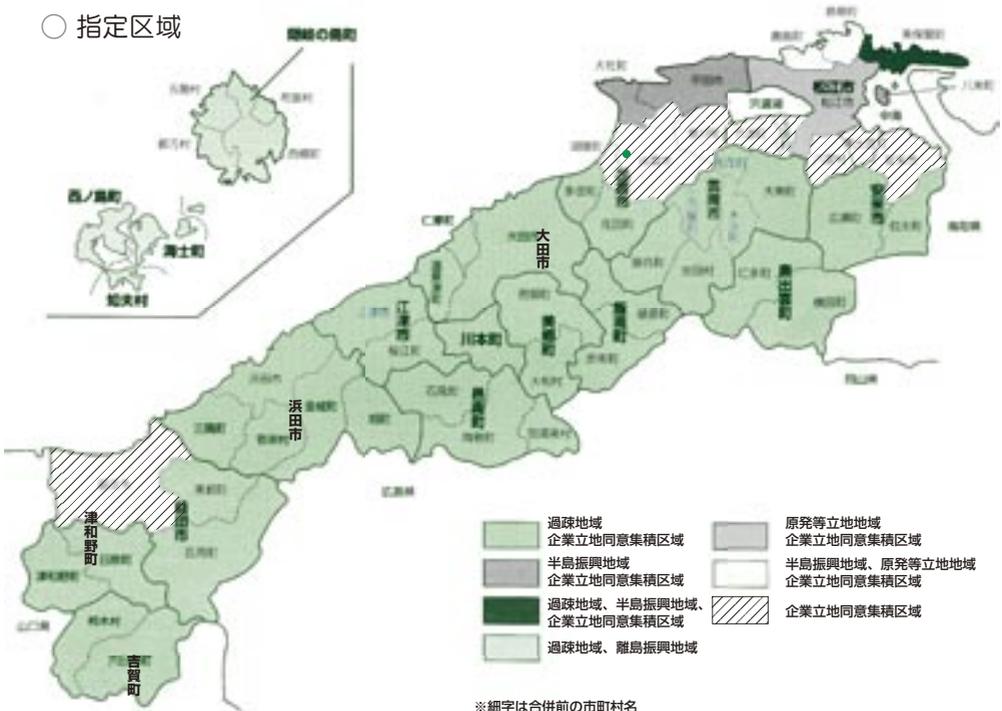
企業誘致・工場建設

指定区域内において生産設備等を新增設した場合は県税の課税免除等があります

県税の課税免除・不均一課税

下表はそれぞれの法律の指定区域において、製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、事業税及び不動産取得税については課税免除又は不均一課税の適用があります。

○ 指定区域



※細字は合併前の市町村名
※太字は現在の市町村名

金融制度
相談窓口情報提供
専門人材派遣
イベント展示会等
商工関係補助金等
労働関係補助金等
その他補助金等
研修・セミナー等
その他支援事業

○ 適用要件等

法律	適用要件					免除の種類	
	終期	青色申告	適用基準額	事業の種類	増加人員	事業税	不動産取得税
離島振興法	H 27.3.31	○	500～2,000万円超	製造業、旅館業 情報サービス業等	－	課税免除	課税免除
半島振興法	H 27.3.31	○	500～2,000万円超	製造業、旅館業	－	不均一課税	不均一課税
過疎法	H 27.3.31	○	2,700万円超	製造業、旅館業 情報通信技術利用事業	－	課税免除	課税免除
原発等立地地域振興法	H 27.3.31	－	2,700万円超	製造業	－	不均一課税	不均一課税
				道路貨物運送業 倉庫業、梱包業 卸売業	15人超		
企業立地促進法	H 30.3.31	－	2億円超(注1)	製造業、情報通信業(注2)	－	－	課税免除

(注1) 農林漁業関連業種に係るものにあつては5,000万円超。

不動産並びに構築物の取得費を対象とし、機械設備の取得費は含みません。

(注2) 知事が承認する企業立地計画に基づく施設の新増設に限ります。

○ 課税免除額等

	事業税	不動産取得税						
課税免除の場合	<p>製造の事業等の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して、3年以内に終了する各事業年度に係る事業税のうち、次の計算式により得た額に税率を乗じた額が免除されます。</p> $\text{島根県分の事業税の課税標準となるべき所得金額} \times \frac{\text{新增設された生産設備等に直接従事する従業者数}}{\text{島根県内に有する事務所等の従業者の総数}}$	<p>新增設された工場等の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税の課税が免除されま</p>						
不均一課税の場合	<p>上記の課税免除の額に、次の割合を乗じた額が軽減されま</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>1年目</th> <th>2年目</th> <th>3年目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/8</td> </tr> </tbody> </table>	1年目	2年目	3年目	1/2	1/4	1/8	<p>新增設された工場等の建設及びその敷地である土地の取得に係る不動産取得税が次の税率で課税されます。(H20.4.1以後の取得)</p> <p>建物：0.4% 土地：0.3%</p>
1年目	2年目	3年目						
1/2	1/4	1/8						

申請期限等、詳細についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

島根県東部県民センター課税部
TEL 0852-32-5627 (課税調査スタッフ)
TEL 0852-32-5616 (家屋調査課)
島根県西部県民センター税務部
TEL 0855-29-5519 (法人・軽油課税課)
TEL 0855-29-5521 (不動産・自動車課税課)